

平成26年

原告 特定非営利活動法人空援隊

被告 厚生労働省

準備書面2

平成26年9月18日

東京地方裁判所民事部

御中

原告 特定非営利活動法人空援隊

理事長 千葉英也

頭書事件に関し、平成26年9月18日付け被告「準備書面(1)」への反論、及び、原告の主張を行う。

第1 被告「準備書面(1)」について

1. 第1乃至第5にて被告が「否認」ならびに「不知」とする事項について

順次、本訴内で、被告認識の誤りや虚言を明らかにしていく。

尚、次の事実についても否認するのかわりに、改めて答弁を求める。

- 平成24年12月に当時の外事室長が、原告立会いの元、火葬場建設費用等について火葬場所有者との話し合いをフィリピンで行った事実

2. 「第6被告の主張」について

(1) 「1-(1)」について

イフガオ地区の遺骨保管費用の立替支払については、当時の厚生労働省の担当者から直接依頼を受けたものであり、そもそも原告は、厚生労働省からの各

委託事業契約とは別に請求しているものである。よって、「上記費用について、本件各委託契約に基き支払義務を負う余地は無い。」という被告の主張は、的を外している。

尚、イフガオ地区で保管されていた当該遺骨は、平成 21 年度の委託事業期間中に、委託事業の成果として、厚生労働省によって日本に送還されている。

(2) 「1- (2)」について

イフガオ地区の遺骨保管については原告の独断行為であるという被告の主張は、事実に基かない虚言である。

後の厚生労働省の担当者が、イフガオの遺骨保管費用について「負債」として認識し、返済の途中経過について、原告に対し報告をしている文書が存在するので証拠提出をする。(甲第 7 号証) 証拠内容の説明については、「第 2 原告の主張」の中で後述する。

(3) 「1- (3)」について

会計法第 29 条の 8 第 1 項は、被告も記載している通り「(国の) 契約担当官は、(中略) 契約書を作成しなければならない。」と規定しており、国の担当官への義務規定であるところ、自らの義務違反を省みずに被告は「契約書の作成が成立要件であり、口頭での約束では契約が成立していない。」よって「支払いを求める原告の請求は、主張自体失当である。」と主張する。これは倫理観が欠如した机上理論の振りかざし、民間団体への国の専横といえる。

本件は、厚生労働省の担当官が、敢えて契約書を作成せずに民間団体に立替払いを明確に依頼したものであり、更に一部とはいえ既に分割払いが履行されているものであるから、被告の主張こそが失当である。

(4) 「2- (1)」について

厚生労働省の担当者が、火葬場建設費用の立替金について認識し、その償還計画について、原告に対して提示をしている文書が存在するので、証拠提出をする。(甲第7号証) 証拠内容の説明については「第2原告の主張」の中で後述する。

(5) 「2- (2)」について

被告は、先の2- (1)において「本件火葬場建設費の立替払を依頼した事実はない。」と主張しながら、次の2- (2)では「口頭での約束であるから、契約が成立していない。」と述べ、二枚舌を使う。

いずれにしても、当時の厚生労働省担当官が立替金の償還計画を原告に提示し、既に一部返済が履行されているのであるから、本件立替金の存在は明らかであり、契約の成立余地の問題ではない。

(6) 「3- (1)、(2)」について

サイパン応急派遣団時における、新たな原告の立替金については、現在、国が把握している「領収書」以外の、被告(厚生労働省)未払金の総額である。

それらは、個々の応急派遣団実施計画段階での原告からの予算の提示と、厚生労働省からの支払可能額との折衝の中で、不足分については次回以降の派遣団実施時に繰越し計上することを前提に、双方、合意の上で実施された実費支払いの未払い分、および、現地における不測の事態等で発生した支払についての現場での派遣団長からの直接依頼による原告の立替金である。細かな数字が羅列されることとなり、現在、膨大な資料と折衝のやり取り記録の中から、証拠を精査準備中である。

尚、まずは、サイパンでの「総額方式」での支払の事実について、被告に確認、

説明を願いたい。基本的に、各派遣団毎に、予算を原告側から提示し、それに対して省担当官からの回答（支払額限度等）を受けて、個別の支払金額については、最終的な合意の上で、実施してきたものと考えているがどうか？

更には、個々の派遣団実施時に、現地において、不測事態が生じた場合の支払いはどのようにして行っていたのか？（原告が立替払いを依頼された）

加えて、現場でアメリカ兵が見つかった際におけるアメリカ側からの申し入れによる米兵確保（遺骨の現状維持保全）のための支出はどのようにして、行っていたのか？

第2 原告の主張

「訴状」および原告「準備書面1」での原告の主張の裏づけについて、次の証拠を提出する。

1. 厚生労働省担当官による「負債計算、償還計画案」－1

甲第7号証は、平成22年8月に当時の厚生労働省担当官（政府派遣団長）が、原告に対し、イフガオにおける遺骨保管費用の残高確認、および、火葬場建設費用についての残高確認と、その後の支払計画を提示したものである。（以下、「負債計算および償還計画案1」と表示する。）記載内容の補足説明は、次の通りである。

（1）イフガオ地区遺骨保管所費用について

3行目「これまでの負債 513万円」

→ 原告立替金の平成22年7月時点での残高

4行目「今回の請求額 97,230USD」

→ 平成22年8月の政府派遣団に対する原告の実費予算案の請求額

5行目「今回支払額 115,780USD」

→ 同8月の政府派遣団において厚生労働省から原告に支払われた金額

6行目「差引 18,550USD (157.7万円)」

→ 立替金の一部返済額

7行目「次回以降分 355万円」

→ 原告立替金（被告負債金）の残高、※原告の主張する金額に同じ。

以上の記載内容から、当時の政府派遣団団長が、イフガオ地区保管所費用の原告立替金について、被告の負債として認識した上で、原告の実費請求額に上乘せする形で、立替金の一部返済を行っていた事実が見て取れる。

また、負債残高の355万円は、原告の主張（原告「準備書面1」3頁「2.立替金の概要」の①）とも、合致している。

※ $700万円 - 344.7万円 = 355.3万円$

(2)火葬場建設費（一次建設費用）について

8行目「火葬場関係」

→ 記載の通り

9行目「施設費総計 1873万円」

→ 平成22年8月時点での火葬場建設費用（諸経費を除く）立替金の残高

10行目「環境保全対策費 1袋3000ペソ（6千円）」

→ 立替金返済用に厚生労働省担当者が発案した支払名目とその金額

11行目「償還計画（6千円×3120袋＝1872万円）」

→ 立替金（9行目）に対する厚生労働省担当者の償還計画

12行目以降

「今後の計画」～「8月実績：229袋」

→ 厚生労働省担当者による平成22年度と23年度政府派遣団の焼骨計画
（見込み数）11行目の償還計画の実行予定

及び、平成22年7月、8月の政府派遣団による焼骨実績（参考数）

以上の記載内容から、当時の政府派遣団団長が、火葬場建設費用の原告立替金の存在を認め、原告に対し返済計画を提示していた事実が見て取れる。

実際に、平成22年9月には、政府派遣団は「環境保全対策費」として1袋につき69ドル（6千円相当）、391袋分を計上した契約書を火葬場所有者と締結している。（乙第9号証）しかし、その後、フィリピンでの遺骨収集事業は中止を余儀なくされ、平成22年10月以降の返済は実行されず不履行のままである。

尚、被告は、「本件火葬場が建設されなかったとしても遺骨収集期間事業を継続することは可能であった」（被告「準備書面（1）」15頁「第6-2-（1）の第2文」）と主張するが、当該焼骨場の建設がなければ、当時の国の事業は、フィリピンにおいて完全に停止するところであった。フィリピンにある幾つかの火葬場は、本来、遺体を火葬するものであり、既に遺骨となった状態での大量の骨の焼骨には適さず、使用金額面でも全く折り合いがつかず、また、当該焼骨場以前にも、同様の火葬場建設の話があり、厚生労働省と現地在外公館が協力して、建設を推し進めようとしていた経緯も明白である。（現地在住日本人経営者が名乗り出てこれを進めようとしたが、厚生労働省、大使館共に、具体的な支援策を

打ち出せなかったためにとん挫した。)

だからこそ、当時の外事室長をはじめとする厚生労働省の担当官は、原告に対し、複数年度にまたがる支払いは、単年度予算の省では出来ず、立替金の返済契約書を交わす事はできないことを説明の上で、建設費用の支払いを原告に依頼し、遺骨収集事業の継続を維持し、収集実績を挙げようとしたのである。

2. 外事室担当官とのメールのやり取り

原告と被告外事室との連絡（会合、電話、メール等）は、過去数年に亘るもので、現場等での映像記録をも合わせると、非常に膨大な量となるので、まずは、平成22年度における被告担当官と原告とのメールのやり取りの中から、遺骨保管費用立替金、火葬場建設費用立替金、および、それぞれの被告返済金の捻出の仕方等が、明示あるいは示唆されているものをごく一部ではあるが、抜粋して提出する。（甲第8号証の1～5）

6月14日、16日： 政府派遣団の原告手配分に関する原告の請求書案について、被告担当官が表向きの体裁を整えつつ、遺骨保管費用等の原告立替金への返済を工夫している内容。

6月20日： 建設中の火葬場費用について言及しつつ、やり取りをしているメール。

8月16日： 被告担当官が、原告の会合にも参加するなど、互いに連絡を密にしているなかで、火葬場建設費用の分割支払について、領収書の名目に悩む被告担当官のメール。火葬場所有者との話合いを求める内容。

9月2日： 火葬場建設費用の支払いについて被告担当官からの計画提示（甲第7号証）と合致する形で、遺骨の火葬費用に「環境保全対策

費」を上乗せして1袋6000ペソ（159ドル）として支払う契約（乙第9号証）を火葬場所有者との間で締結する前段階の連絡。

第3 まとめ

そもそも、本件の重要な部分として、被告が表向きの資料や内容とは別立てで、原告と約束をかわし、民間団体に多額の立替金を支払わせておきながら、挙句にその約束を反故にしようとしていることが大きな問題なのである。

一部実施された立替金の返済についても、原告からの実費請求額にわずかに上乗せした形での支払や、別名目をたてる形で、被告担当官が工夫しながら支払われていたことも事実である。

今後、立替金の個別の詳細事項に関しては、膨大な量の証拠の中から精査し、被告の態度と誠意の有無を確認しながら、順次明らかにしていく予定であるが、少なくとも今回提出した「負債計算および償還計画案1」（甲第7号証）や原告と被告担当官とのメールのやりとり（甲8号証）の記載内容からも明らかな通り、当時の被告担当官は「負債の存在」と「一部返済」を認めており、被告「準備書面（1）」において、原告立替金および被告未払金の存在自体を認めようとしない被告の主張はいずれも意味をなさない。

以上